

-現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考																																												
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。資料1）第4条の規定に基づき、北海道知事（以下、「道知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる津別町（以下、「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川、湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料1 水防法</div> <p>第2節 用語の定義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="154 772 1359 1948"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として道知事が指定したものをいう（法第4条）。</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。</td> </tr> <tr> <td>消防機関の長</td> <td>消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。</td> </tr> <tr> <td>水防団</td> <td>法第6条に規定する水防団をいう。</td> </tr> <tr> <td>量水標管理者</td> <td>量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。</td> </tr> <tr> <td>水防協力団体</td> <td>法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。</td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川</td> <td>国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じ</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として道知事が指定したものをいう（法第4条）。	水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。	消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。	消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。	水防団	法第6条に規定する水防団をいう。	量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。	水防協力団体	法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。	洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。	水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じ	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。資料1）第4条の規定に基づき、北海道知事（以下、「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる津別町（以下、「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川、湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">資料1 水防法</div> <p>第2節 用語の定義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1421 772 2626 1948"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。</td> </tr> <tr> <td>消防機関の長</td> <td>消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。</td> </tr> <tr> <td>水防団</td> <td>法第6条に規定する水防団をいう。</td> </tr> <tr> <td>量水標管理者</td> <td>量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。</td> </tr> <tr> <td>水防協力団体</td> <td>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。</td> </tr> <tr> <td>洪水予報河川</td> <td>国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。</td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じ</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。	水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。	消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。	消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。	水防団	法第6条に規定する水防団をいう。	量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。	水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。	洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。	水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じ	
用語	定義																																													
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。																																													
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として道知事が指定したものをいう（法第4条）。																																													
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。																																													
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。																																													
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。																																													
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。																																													
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。																																													
水防協力団体	法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。																																													
洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。																																													
水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じ																																													
用語	定義																																													
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。																																													
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。																																													
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。																																													
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。																																													
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。																																													
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。																																													
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。																																													
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。																																													
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。																																													
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じ																																													

-現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
	生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。		るおそれがあると認めて指定した河川、湖沼（水防警報河川等）について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。	
		水位到達情報	水位到達情報は、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。	
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。	水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。	
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は道知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。 なお、水防機関の出動の目安となる水位。	氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。 なお、水防機関の出動の目安となる水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。	
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。町長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。	避難判断水位	町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。	
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）。	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。	
		内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。	
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または道知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	
		雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。町長又は知事は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。	
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪	重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水	

-現行（令和2年8月）		修正案（令和6年1月時点）		備考
	水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。		等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。	
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。	洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。	
		内水浸水想定区域	内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として町長又は知事が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。	
		浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。	
<p>第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>法に定める水防に係る機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>第1 水防の責任、処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 町（指定水防管理団体）</p> <p>町は、町内の水防を十分に果たすべき責任を有し（法第3条）、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 水防団の設置（法第5条）</p> <p>(2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）</p> <p>(3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）</p> <p>(4) 水位の通報（法第12条第1項）</p> <p>(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）</p> <p>(6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）</p> <p>(7) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）</p> <p>(8) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）</p> <p>(9) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）</p> <p>(10) 警戒区域の設定（法第21条）</p> <p>(11) 警察官の援助の要求（法第22条）</p> <p>(12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）</p>		<p>第3節 水防の責任等</p> <p>水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</p> <p>第1 水防の責任、処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 町（指定水防管理団体）</p> <p>町は、町内の水防を十分に果たすべき責任を有し（法第3条）、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 水防団の設置（法第5条）</p> <p>(2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）</p> <p>(3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）</p> <p>(4) 水位の通報（法第12条第1項）</p> <p>(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）</p> <p>(6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）</p> <p>(7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）</p> <p>(8) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）</p> <p>(9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）</p> <p>(10) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）</p> <p>(11) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）</p> <p>(12) 警戒区域の設定（法第21条）</p> <p>(13) 警察官の援助の要求（法第22条）</p> <p>(14) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）</p>		

-現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(13) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）</p> <p>(14) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）</p> <p>(15) 避難のための立退きの指示（法第29条）</p> <p>(16) 水防訓練の実施（法第32条の2）</p> <p>(17) 津別町水防計画（以下、「町水防計画」という。）の策定、道知事への届出及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）</p> <p>(18) 津別町水防協議会の設置（法第34条）</p> <p>(19) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）</p> <p>(20) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）</p> <p>(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(22) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）</p> <p>(23) 消防事務との調整（法第50条）</p> <p>2 北海道（以下、「道」という。）</p> <p>道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）</p> <p>(2) 北海道水防計画（以下、「道水防計画」という。）の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）</p> <p>(4) 道水防協議会の設置（法第8条第1項）</p> <p>(5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）</p> <p>(6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）</p> <p>(7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>(8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）</p> <p>(9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）</p> <p>(10) 洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）</p> <p>(11) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）</p> <p>(12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）</p> <p>(13) 水防信号の指定（法第20条）</p> <p>(14) 避難のための立退きの指示（法第29条）</p> <p>(15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）</p> <p>(16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）</p> <p>(17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）</p> <p>3 国土交通省（北海道開発局網走開発建設部）</p> <p>(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</p> <p>(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）</p>	<p>(15) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）</p> <p>(16) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）</p> <p>(17) 避難のための立退きの指示（法第29条）</p> <p>(18) 水防訓練の実施（法第32条の2）</p> <p>(19) 津別町水防計画（以下、「町水防計画」という。）の策定、知事への届出及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）</p> <p>(削除)</p> <p>(20) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）</p> <p>(21) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）</p> <p>(22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）</p> <p>(24) 消防事務との調整（法第50条）</p> <p>2 道の責任</p> <p>道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>(1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）</p> <p>(2) 北海道水防計画（以下、「道水防計画」という。）の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）</p> <p>(4) 道水防協議会の設置（法第8条第1項）</p> <p>(5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）</p> <p>(6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）</p> <p>(7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>(8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）</p> <p>(9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）</p> <p>(10) 洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）</p> <p>(11) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）</p> <p>(12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）</p> <p>(13) 水防信号の指定（法第20条）</p> <p>(14) 避難のための立退きの指示（法第29条）</p> <p>(15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）</p> <p>(16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）</p> <p>(17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）</p> <p>3 国土交通省（北海道開発局網走開発建設部）の責任</p> <p>(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</p> <p>(削除)</p>	

-現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>(4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）</p> <p>(5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）</p> <p>(6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</p> <p>(7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）</p> <p>(8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）</p> <p>(9) 重要河川における道知事等に対する指示（法第31条）</p> <p>(10) 特定緊急水防活動（法第32条）</p> <p>(11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(12) 道等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）</p> <p>4 河川管理者</p> <p>水防管理者（津別町長（以下、「町長」という。））に対する浸水被害軽減地区の指定及び水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）</p> <p>5 気象庁（網走地方气象台）</p> <p>(1) 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）</p> <p>(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）</p> <p>6 量水標管理者</p> <p>水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）</p> <p>7 居住者等</p> <p>(1) 水防への従事（法第24条）</p> <p>(2) 水防通信への協力（法第27条）</p> <p>8 水防協力団体</p> <p>(1) 決壊の通報（法第25条）</p> <p>(2) 決壊後の処置（法第26条）</p> <p>(3) 水防訓練の実施（法第32条の2）</p> <p>(4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）</p> <p>第2 水防計画の作成及び変更</p> <p>1 水防計画の作成及び変更</p> <p>町は、毎年、道水防計画の修正に応じ、出水期前までに町水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。町水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、道知事に届け出るものとする。</p> <p>また、町は、町水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。</p> <p>2 水防協議会の設置</p> <p>町は、町水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。</p> <p>水防協議会に関し、必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、津別町水防協議会条例（資料2）</p>	<p>(2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）</p> <p>(3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）</p> <p>(4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）</p> <p>(5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）</p> <p>(6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）</p> <p>(7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）</p> <p>(8) 重要河川における知事に対する指示（法第31条）</p> <p>(9) 特定緊急水防活動（法第32条）</p> <p>(10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）</p> <p>(11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）</p> <p>4 河川管理者の責任</p> <p>(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</p> <p>(2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）</p> <p>5 気象庁（網走地方气象台）の責任</p> <p>(1) 気象、洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）</p> <p>(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）</p> <p>6 量水標管理者</p> <p>水位の通報及び公表（法第12条第1項及び第2項）</p> <p>7 居住者等の義務</p> <p>(1) 水防への従事（法第24条）</p> <p>(2) 水防通信への協力（法第27条）</p> <p>8 水防協力団体の義務</p> <p>(1) 決壊の通報（法第25条）</p> <p>(2) 決壊後の処置（法第26条）</p> <p>(3) 水防訓練の実施（法第32条の2）</p> <p>(4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）</p> <p>第2 水防計画の作成及び変更</p> <p>1 水防計画の作成及び変更</p> <p>町は、毎年、道水防計画の修正に応じ、出水期前までに町水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。町水防計画を変更するときは、あらかじめ、町防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。</p> <p>また、町は、町水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	

-現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>による。</p> <p>3 大規模氾濫減災協議会</p> <p>国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び道知事が組織する道大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、町水防計画へ反映するなどし、取組を推進するものとする。</p> <div data-bbox="691 468 1397 514" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料2 津別町水防協議会条例</div> <p>第3 安全配慮</p> <p>洪水発生時においては、作業員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、作業員自身の安全は確保しなければならない。</p> <p>1 配慮すべき事項</p> <p>(1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。</p> <p>(2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。</p> <p>(3) 水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</p> <p>(4) 指揮者は、水防活動が長時間に渡るときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。</p> <p>(5) 水防活動は、原則として複数人で行う。</p> <p>(6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</p> <p>(7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、作業員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。</p> <p>(8) 指揮者は、作業員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を作業員等へ周知し、共有しなければならない。</p> <p>(9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。</p> <p>(10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を作業員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。</p>	<p>2 大規模氾濫減災協議会</p> <p>国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する道大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、町水防計画へ反映するなどし、取組を推進するものとする。</p> <div data-bbox="1961 468 2671 514" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(削除)</div> <p>第3 安全配慮</p> <p>洪水発生時においては、作業員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、作業員自身の安全は確保しなければならない。</p> <p>1 配慮すべき事項</p> <p>(1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。</p> <p>(2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。</p> <p>(3) 水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</p> <p>(4) 指揮者は、水防活動が長時間に渡るときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。</p> <p>(5) 水防活動は、原則として複数人で行う。</p> <p>(6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。</p> <p>(7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、作業員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。</p> <p>(8) 指揮者は、作業員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を作業員等へ周知し、共有しなければならない。</p> <p>(9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。</p> <p>(10) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を作業員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。</p>	

- 現行 (令和2年8月)

修正案 (令和6年1月時点)

備考

【水防法に定める各機関の役割】

